

ILO100号条約第3条の成立

：1951年同一報酬委員会の審議（上）

明治大学名誉教授

遠藤 公嗣

えんどう こうし

目次

- 1 はじめに
- 2 条約か勧告か：2委員の対照的な姿勢
 - (1) Miller 発言の及び腰
 - (2) 9女性団体の条約草案
 - (3) Vermeulen 発言の積極さ
 - (4) 投票と修正案の提出要請
- 3 第3条第1項第2項
 - (1) 米国政府による報告書修正案第3条
 - (2) 米国政府による修正案 D7
 - (3) 労働者委員（複数）と米国政府委員による共同修正案 D16
 - (4) 小修正の共同修正案 D16の提案と可決（以上本号）
- 4 第3条第3項
 - (1) 修正案 D33から語句修正した修正案 D45の可決まで
 - (2) 偶発的でなく意図的か
- 5 使用者委員と政府代表の対応
 - (1) 使用者委員による4時間の討議
 - (2) 使用者委員の討議事項
 - (3) 政府代表の翻意
- 6 結びにかえて：現代日本への示唆

1 はじめに

本論文の課題は、1951年6月の同一報酬委員会におけるILO100号条約第3条の審議過程を、未公開の新史料を用いて、遠藤 [2017] よりも深く解明し、第3条の意義をより正確に理解することである。その結果は、日本の解釈労働法学による「同一価値労働同一賃金」理解の通説や、労働界に根深い年功給の是認について、さらには2018年制定のパートタイム・有期雇用労働法第8条のあり得る一解釈の意義について、重要な示唆を与えるであろう。

遠藤 [2017] は、下記を明らかにした。

1951年のおそらく3-5月の間に、ILO事務局は「VII（2）報告書」を公表し、その中で事務局案「条約案II」「勧告案II」を公表した。これらは6月の同一報酬委員会における審議によって修正され、同一報酬委員会案「条約案III」「勧告案III」が完成した。両案はILO第34期総会で採択され、「条約案III」が100号条約となり「勧告案III」が90号勧告となった¹⁾。

1) 100号条約の正文（英文と仏文）は、第34期総会議事録の Appendix XVII: Authentic Texts, pp.650-657 である。「条約案III」は同じ議事録の Appendix X: Equal Remuneration, p.618 であり、6月26日の総会で審議され可決されたのは「条約案III」である。両者は、正確には、つぎの2点で違う。(1) 100号条約は全14条だが「条約案III」は第1条から第4条までの全4条である。(2) 100号条約第3条は全3項だが、「条約案III」は第1項と第2項をまとめて第1項とするので全2項である。(1)の違いについて。100号条約第5条から第14条までは手続き規定であって、まったくの同文が99号条約（第34期総会で採択）にもあるから、「条約案III」可決後に、手続き規定が自動的に付加されたと思われる。(2)の違いについて。その理由は、議事録ではわからない。本論文では、煩瑣を避けるため、「条約案III」=100号条約とみなし、「条約案III」第3条も全3項であったとみなす。

「条約案Ⅱ」から「条約案Ⅲ」への修正で「最大の変更」は第3条でなされた²⁾。それぞれの第3条を下掲する。

「条約案Ⅱ」第3条

前条の適用のために必要で適当な場合には、客観的な職務評価を促進する措置をとるものとする、職務は、遂行する労働、その遂行に必要な諸能力、そして、それが遂行される諸条件、の基準となる、あるいは、報酬率の決定に責任ある公的機関が決定できる他の基準によるか、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者が決定できる他の基準による。

「条約案Ⅲ」第3条 (=100号条約第3条)

1 この条約の規定の実施に役立つ場合には、遂行する労働の基準となる職務につき、その客観的な職務評価を促進する措置をとるものとする。

2 この職務評価で採用する手法 (methods) は、報酬率の決定に責任ある公的機関、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者、のいずれかが決定することができる。

3 遂行する労働における差異が、労働者の性別に関わりなく前記の客観的な職務評価によつて決定されるならば、その差異に相当する男女労働者間の報酬率の差異は、男女労働者にたいする同一価値労働同一報酬の原則に反するものとみなしてはならない。

上記「条約案Ⅲ」第3条 (=100号条約第3条) 訳文は、私の訳文であつて、本論文はこれを使用する。というのは、第3条の日本政府公定訳が流布しているが、私がこれまで繰り返し指摘 (遠藤 [2017, 2019a,

2019b, 2020a, 2021a, 2021b]) したように、公定訳は稚拙な悪訳で意味がよく理解できないからである。実のところ、第3条が日本で正確に理解されてこなかった重要な理由の1つは、公定訳に依拠してきたことにあろう。しかし公定訳に依拠するかぎり、第3条の意味を正確に理解できない。ましてや、本論文も遠藤 [2017] も、それらが何を課題にしているのかすら理解できない。このことに留意が必要である。

「VII (2) 報告書」中には米国政府の修正案が記載されている。これを本論文では報告書修正案と呼ぶ。報告書修正案第3条は、「条約案Ⅲ」第3条 (=100号条約第3条) 第1項第2項と酷似する。そのため私は、1951年6月の同一報酬委員会で、米国政府ないし代表顧問 Frieda S. Miller が各国の労働者側に働きかけ、報告書修正案第3条への支持を獲得し、「最大の変更」を実現して、「条約案Ⅲ」第3条 (=100号条約第3条) が成立したと推測した (遠藤 [2017] 50)。

上記までを、遠藤 [2017] は解明した。

では、同一報酬委員会のどのような具体的審議によつて「最大の変更」はなされたのか。本論文の課題は、これの解明である。その結果の一部を先に述べると、米国政府や Miller が「最大の変更」を実現した主役であったとの私の推測は、誤りであった。実は、米国政府や Miller は脇役であった。

同一報酬委員会の議事録はILO未公刊文書であつて、ILO本部の文書室 (Archives) に保管されている。未公刊文書はおもにILO内業務のための閲覧が想定されているが、外部研究者にも閲覧が許可されることがある。未公刊文書の存在と閲覧可能性が私が知ったのは Määtä [2008] によつてであつた³⁾。私は許可を得て、2019年夏に未公刊文書の一部を閲覧し複写した。その中に、同一報酬委員会

2) 「最大の変更」との評価は、同一報酬委員会の審議結果を総会に報告した Frieda S. Miller による (遠藤 [2017] 49)。

3) Määtä [2008] は、ILO未公刊文書を利用し、ILOの「同一価値労働同一報酬」原則とその施行について研究した貴重な研究文献である。しかし、非常に残念なことに、「条約案Ⅱ」第3条から「条約案Ⅲ」第3条への「最大の変更」の意義に気づけなかった。

の議事録や文書がある⁴⁾。また、同じ機会に複写した別の未公刊文書によって、私は遠藤[2020b]をすでに公刊している。

ここで、ILO 総会と同一報酬委員会につき、出席者の数と表記と投票のしくみを注記しておく。ILO 第34期会議の議事録 pp.XVII-XLVIIIにある代表者名簿(List of Members of Delegations)によれば、総会には、加盟各国の政府から2名以内の代表(delegates)が、労働者側と使用者側それぞれから1名の代表が出席する。投票は、代表1名1票である。三者それぞれの代表に、1議題について2人までの代表顧問(advisers)が許可されるので、相当な多数の代表顧問が出席する国もある。代表に代わって審議と投票をおこなう少数の代理(substitutes)もある。代表と代表顧問の大多数には、当該国における簡単な肩書が記されている。

同一報酬委員会は、72名の委員(members)が構成する。政府委員36名(ただし欠員2名で、実質は34名)、労働者委員18名、使用者委員18名である。投票は、政府委員36名は1名1票であるが、使用者委員18名と労働者委員18名はそれぞれ1名2票をもつ。多数の副委員(deputy members)がいる。委員にも副委員にも代理(substitutes)がいる。同一報酬委員会の委員は、三者それぞれの代表からの委嘱だけでなく、代表顧問からの委嘱も珍しくない。

1951年6月の同一報酬委員会の日程と審議過程の概要は、表1(次頁以下)のとおりである。この過程を確認し分析すると、「最大の変更」がなされた経緯を知るのに重要なポイントは、つぎの4点である。

ポイント第1は、第2会合から第4会合にかけての全体討論で各委員が示したところの、条約をめざすのか勧告をめざすのかを中心テーマとした、各委員の姿勢である。とりわけ注目されるのは、公式的には米国政府

の、実質的には Miller(米国政府代表顧問、委員会では米国政府委員、母国では連邦政府労働省女性局長)の示した姿勢であり、また Adrianus Vermeulen(オランダ労働者代表、委員会では労働者側の副委員長、母国では Secretary, Netherlands Federation of Trade Unions⁵⁾)の示した姿勢である。

ポイント第2は、第7会合における第3条の修正案D7の撤回と修正案D16の提出であり、小修正の修正案D16の可決である。主役は労働者委員(複数)であり、脇役は Miller である。これが「条約案 III」3条第1項第2項の成立である。なお委員会への配布文書には、配布順にD番号が付けられているが、配布文書の多くは修正案である。

ポイント第3は、第5会合における修正案D33の提出、第6会合における修正案D37の提出と審議延期、第7会合における修正案D37の審議再延期、第8会合における修正案D45の提出そして語句修正した修正案D45の可決である。主役は一部の政府委員であり、脇役は労働者委員である。これが「条約案 III」第3条第3項の成立である。

ポイント第4は、「条約案 III」第3条の成立への、使用者側の対応と、多数の各国政府の対応である。

本論文では、これら4点を中心に考察を進める。そして最後に、考察の結果が、現代日本の「同一価値労働同一賃金」理解に重要な示唆を与えることを指摘する。

2 条約か勧告か：2委員の対照的な姿勢

(1) Miller 発言の及び腰

全体討論における実質的な最初の発言者は、第3会合の Miller であった。これは当然ともいえる。米国政府ないし Miller が同一価値労働同一報酬原則の強力な推進者であ

4) 同一報酬委員会の議事録や文書を取るファイル名は、International Labor Conference, sess. 34 (1951) : 7th item on the agenda-Equal remuneration for men and women workers for work of equal value (2nd discussion) -Committee on equal remuneration- Documents and amendments, minutes, reports (E.F.S) and votes である。ファイル記号は、ISN: 254896, Series: ILC, Number 34-507-1-2-3-8 である。

5) おそらくオランダ語略称 NVV との社会民主主義系労働組合全国組織を意味する。

表1 同一報酬委員会の日程と審議概要

第1会合	8日 (金)	12:15- 12:30	・委員長 (Antoine Fafchamps) と副委員長2名 (労働者側 Adrianus Vermeulen、使用者側 Gullmar Bergenstörn) の選出
第2会合	11日 (月)	午後 3:05- 5:45	・総会への報告者に Frieda S.Miller の選出。 ・全体討論の開始。 ・副委員長2名 +1委員の3人が発言。
第3会合	12日 (火)	午後 3:10- 6:10	・全体討論のつづき ・最初に Miller が発言、つづいて11人が発言。その6番目の Tynne Leibo-Larsson は、9つの女性団体が起草した条約案があることに注意を喚起し、その文書の委員会配布を求める。Vermeulen の発言後、委員長は非公式文書として配布を決定。
第4会合	13日 (水)	午後 3:10- 5:10 審議 中断 午後 5:40- 6:15	・全体討論のつづき ・10人が発言。最後10人目の Vermeulen は総括的発言。その後 Vermeulen の提案で30分の (審議中断) ・投票 条約のみ採択すべき案 賛成11- 反対46 棄権40 否決 条約と勧告の両者採択すべき案 賛成59- 反対39 棄権4 可決 ・委員長 ILO 事務局案 (「条約案 II」 「勧告案 II」) を以後の議論のベースとすると発言し、本日または木曜日の朝までに修正案の提出を求める。
第5会合	15日 (金)	午後 2:45- 7:20	・同時通訳の使用 投票 賛成46- 反対44 可決 ・条約案第1条 (a) 小修正後 投票 賛成88- 反対0 棄権5 可決 ・条約案第1条 (b) ・英国使用者委員より、定義に「生産の質と量と他の要素を考慮」を最後に付加する修正案 D29の提出。 投票 賛成22- 反対61 棄権7 否決 ・フランス使用者委員 Jean Nousbaum より、定義に「同一の産出と質と量の労働」を付加する修正案 D33の提出。D33について議論紛糾。 ・委員長 月曜日午後に議論再開するが、Nousbaum とフランス政府委員 Edouard Lambert の新修正案をもとに議論する、と発言。
第6会合	18日 (月)	午後 3:15- 5:30 審議 中断 午後 5:50- 6:50	・条約案第1条 (b) 続き Nousbaum と Lambert により、「勧告案 II」パラグラフ5(2) を条約案第1条 (b) に追加する修正案 D37の提出。議論の末、条約案第3条の議論後に D37を検討することに委員会は合意。 ・修正案3つをそれぞれ議論の末に投票 それぞれ否決 ・条約案第1条 投票 賛成68- 反対4 棄権26 可決 (審議中断) ・委員長 19日夕刻までに修正案の提出を求める。 ・ポーランド政府委員より、第1条につづく新条追加の修正案 D11の提出。 投票 賛成7- 反対81 棄権3 否決 ・条約案第2条 ・ポーランド政府委員より、批准国に立法措置などの義務を明記する全部書き換え修正案 D10の提出。英国労働者委員 Beatrice Anne Godwin は反対 政府は自由な団体交渉を尊重する立場を維持すべきである。投票 賛成7- 反対88 否決 ・委員長 修正案 D8、D19、D5、D6、D25の各提案を求める。各提案あり。 ・委員会の決定 D8、D19、D6は同目的であり、まとめることを各提案者に求める。

表1 (続き) 同一報酬委員会の日程と審議概要

第7会合	19日 (火)	午後 2:45- 4:00 審議 中断 午後 4:20- ? 審議 中断	・条約案第2条続き ・修正案 D6、D8、D19をまとめた修正案 D43の提出。 投票 賛成86- 反対0 棄権6 可決 ・修正案 D5否決、D25セカンド支持なく審議せず。 ・ポーランド政府委員より、第2条につづく新条（第2条を強行規定化）追加の修正案 D12の提出。 投票 賛成3- 反対85 棄権6 否決 ・条約案第2条 投票 賛成83- 反対0 棄権15 可決 ・条約案第3条 ・委員長発言 米国政府修正案 D7は撤回され、労働者委員（複数）と米国政府委員の共同修正案 D16が提出された。 Miller とイスラエル労働者委員 Nathan Bar-Yaakov が発言、議論。 (審議中断) ・D16共同提案者による D16の小修正の提出。 Bergensstörn、大多数の使用者委員は D16に反対 と発言。 小修正 D16 投票 賛成51- 反対32 棄権12 可決 ・修正案 D37の審議に戻るが、委員会は、勧告案5(2) 審議までその審議の再延期を決定。 ・条約案第4条 小修正案を否決後、<u>条約案第4条 投票 賛成84- 反対2 棄権9 可決</u> ・勧告案への修正案は火曜日夕刻までに提出と委員会は決定。
第8会合	20日 (水)	午後 2:45- 4:55 審議 中断 午後 5:40- 6:15 審議 中断	・条約案第3条 Lambert が D37に代わる修正案テキストを読み上げる。それをタイプし、4:45から審議中断して、委員がそれを議論できるようにすると委員会は決定。 ・勧告案 前言、第1節、第2節、第3節（途中）まで審議と節毎の投票 (審議中断) ・条約案第3条の続き Lambert 提出の修正案 D45 (D37に代わる)。D45について、Vermeulen が小語句修正を提案、Bergensstörn が D45に反対、Miller が Vermeulen の語句修正に賛成。 ・語句修正後の D45 投票 賛成50- 反対32 棄権13 可決 議論の後 ・修正された条約案全体 投票 賛成48- 反対32 棄権17 可決
第9会合	21日 (木)	10:40- 12:25	・勧告案 第3節、第4節、第5節（途中）まで審議と節毎の投票
第10会合	21日 (木)	午後 3:25- 5:50	・勧告案 第5節、第6節、第7節、第8節まで審議と節毎の投票 ・修正後の勧告案全体 投票 賛成56- 反対26 棄権10 可決 ・委員長 報告書起草委員会は明日9:30から、報告書案は明日夕刻には入手可能、報告書案は土曜日朝の委員会に提出される、と発言。
第11会合	23日 (土)	午後 1:15 審議 中断 午後 5:15- 7:20	・報告書案 第1節、第2節、第3節まで審議 ・委員長 使用者委員グループが報告書を検討するために審議を中断する、報告書案への多くの修正案を検討するための作業班を報告者と職員で構成し設置する、と発言。 (審議中断) ・委員会は報告書案を節ごとに議論し修正。報告書案は満場一致で可決。

注：日付はすべて1951年6月である。重要事項については、やや詳しく記述する。

出所：同一報酬委員会の議事録。

ることは、前年1950年から知られていたからである。Millerの発言全文の翻訳を下掲する。

Miller 発言「米国政府の考えでは、条約の採択は厳密な義務を規定するという利点があるが、しかし、条約という法的文書は、各国政府がそれを受け入れ、それを自国の支配圏に施行する限りにおいてのみ、実施できるものとなる。各国政府からの回答によれば、わずかな国だけが条約を批准する用意があった。(条約でなく) 勧告の採択を支持した政府のうち、いくつかの政府は同一報酬原則そのものに反対を唱えてきた。しかし、(勧告の採択を支持した) 他の多くの政府が申し出る理由は、慎重な考察が必要である。とくに経済的社会的条件を反映する理由がある場合や、この問題を所管する公的機関の経験に差のある場合は、この原則のすみやかな施行は困難となるからである。それゆえ、原則施行の方法について多様な提案を各国政府に示すことが必要である。さらに、時間的要素を考慮に入れる必要があり、非政府組織、すなわち使用者と労働者の連合体や関係する全ての民営機関など、が参加するための条項を国際規則の枠内に設けることも必要である。そして、これら組織に、この分野での活動の指針を提供することも必要である。米国政府の考えでは、勧告の採択が最重要であって、勧告の採択はさらなる国際行動の道を準備することになる。」

多くの委員は Miller 発言に驚いたと思われる。その理由は、米国政府が、本原則の強力な推進者であり、条約+勧告の採択を主張してきた(たとえば「VII(2)報告書」に記された米国政府回答)にもかかわらず、Miller 発言は条約に否定的で、勧告のみの採択を主張するかのようだったからである。勧告のみの採択を前年から主張してきたのは、本原則にそもそも反対とか消極的な多数の使用代表と、Miller が述べたように少なくない政府代表であった。したがって Miller 発言は、及び腰であって、反対論や消極論に同

調するかのものであった。

Miller の及び腰はなぜなのか。その理由は、Miller が述べたとおり、わずかな国の政府だけが条約を批准できると ILO 事務局に回答していたことであつた。この回答とは「VII(2)報告書」に記された34カ国からの回答(遠藤[2017]42-43)および委員会の配布文書 D1 に記された追加11カ国の回答⁶⁾のことである。多くの国の政府が条約を批准できない見通しならば、そうした国の政府代表は条約の採択に賛成しないであろう。そうすると、賛成少数で、条約は採択されないだろう。Miller は条約不成立を危惧したと思われる。そして、勧告であっても国際規則を成立させることと、その将来の発展を期待することを、Miller は選んだのであろう。発言の最後の「勧告の採択が最重要であって、勧告の採択はさらなる国際行動の道を準備することになる」は、その考え方を示すであろう。

そもそも Miller には、直近の苦い記憶があつたはずである。米国の男女同一賃金法案は1945年1948年1950年と連邦議会公聴会が開催されたが、反対する議員に配慮して大幅に譲歩した内容の1950年法案すら連邦議会を通過せず(遠藤[2019a])、その後は制定の可能性がなくなった。この再現を Miller は危惧していたといえよう。なお1945年法案(と1948年法案)は職務評価を活用した女性労働者の低賃金是正を促進していて、これは ILO100号条約と本質的に類似している。

(2) 9女性団体の条約草案

第3会合の6番目の発言者は、フィンランド政府委員の Tyyne Leibo-Larsson であつた。

Leibo-Larsson 発言「各国政府の回答によると、女性団体への事前の意見聴取はほとんどなかった。それゆえ、つぎの9女性団体が起草した条約草案を、当委員会は直視し対処すべきである。(9女性団体名の列記は略遠藤) この文書を委員に配布すべきである。」

Leibo-Larsson 発言は、条約案と勧告案に

6) 日本政府の回答を含む。日本政府の回答については遠藤[2020b]を参照のこと。

ついついの見解をまったく述べない点で、他の委員の発言と異なり、奇異であった。この発言の後に Vermeulen が口をはさみ、その後、委員長が配布を決定した。

参加者名簿における Leibo-Larsson の肩書は「Director of the Exhibition of Social Welfare and Security (翻訳不明)、下院議員、前社会問題大臣」であった。彼女は英語版 Wikipedia に項目がある著名人であり(2021年5月3日アクセス)、それによると、1918年のフィンランド内戦に16歳で赤衛軍女性民兵として参戦した。赤衛軍敗北後に多数の女性民兵が処刑されたことが知られているから、彼女はその生き残りである。1948-58年に社会民主党の下院議員であり、1948-50年に社会問題の副大臣ついで大臣であった。社会民主党は労働組合と密接な協力関係があった。したがって彼女は、政府委員であったが、相当に労働者よりの人物と考えるべきである。Leibo-Larsson の経歴からして、発言が単純な情報紹介であったと理解するのは不適切であろう。Leibo-Larsson 発言は、Vermeulen と事前に打ち合わせた上での、意図的発言であったと私は推測する。推測の理由は、次節で述べる。

9 女性団体の条約草案は配布文書 D2 の最初にある。配布文書 D2 によると、9 女性団体は1951年6月にジュネーブで会合し「条約案 II」をもとに条約草案を作成して提案した。その条約草案の特徴は、「条約案 II」にあった職務評価に関する規定をすべて削除したことであった。そして、この削除を象徴する語句修正が、for work of equal value の語を削除して、equal remuneration for men and women を the rate for the job (カッコ付き)と同義に使用することであり、条約草案中でこの用語法を繰り返した。the rate for the job の語句は Webb[1919] に由来すると思われる。Webb[1919] は、第一次世界大戦中の英国における男女同一賃金問題を検討したアトキン委員会の少数派報告であり、the rate for the job による同一賃金の達成を強調していた(高島[1994])。

(3) Vermeulen 発言の積極さ

Vermeulen は全体討論の最後の発言者であり、第4会合でなされた。その発言全文の翻訳を下掲する。

Vermeulen 発言「勧告で補完される条約(条約+勧告の意味である 遠藤)の採択を支持してきた発言者は、その発言を裏打ちする優れた論拠ゆえに、祝意を表されるべきである。労働者委員(複数)は彼らの見解を完全に支持する。条約のみでは、それが批准される可能性は小さいだろう。他方、検討中の原則は社会正義と人間の尊厳に必要な部分なので、その原則は条約に入れられるべきである。各国政府はこの条約を受諾すべきである。たとえ、すみやかな施行が予測できなくても、である。提案されている勧告案は、原則の漸進的施行を規定する。当委員会の直面する問題は、同一価値労働同一報酬の問題だけである。この原則は条約に明確に表明されるべきである。家族賃金の制度が機能しているところでも、未婚の男性は家族を扶養している男性と同じ賃金を受け取る。だから、女性の差別は不当である。生産費に関していうと、(女性の)欠勤問題はしばしば言及されてきたけれども、それは社会保障によって解決されるべき問題であり、報酬によって解決されるべき問題ではない。労働者委員(複数)は自らの自由な団体交渉上の地位を守ることに油断がない(jealous)が、当委員会の当面する論争点は賃金率の決定でなく、男性賃金と女性賃金の関係である。9 女性団体が提出した文書によれば、各国政府は、その回答提出の前に、働く女性代表の意見を聴取しなかったようである。しかし労働組合は、労働組合員である女性をつうじて女性労働者の意見を表明するのだから、女性労働者の意見を確かに聴取してきたのであり、だから、当会議で労働組合は女性を代表する、このことが指摘されるべきである。それゆえ残念に思うことは、女性団体がかつて、その国の労働組合と意見交換してこなかったことである。」

Vermeulen 発言には多くの示唆がある、と私は考える。

第1に、Vermeulenは、オランダ労働者委員であり委員会の労働者側副委員長であるが、その立場としてでなく、労働者委員全体を代表して発言するかのようである。そして、そうした発言が、全体討論の最終総括にあたる発言順でなされている。他方、委員長も使用者側副委員長も最後に発言していない。なお Vermeulen の発言順は、少なくとも委員長の許可が必要なことにも留意すべきであろう。

第2に、条約+勧告の採択に、労働者委員が全体として賛成であることを明言するかのようである。

第3に、各国政府委員に、強い言葉「各国政府はこの条約を受諾すべきである。たとえ、すみやかな施行が予測できなくても、である」をもって、条約に賛成を迫っている。

第4に、その理由として、女性の意見を理解し女性を代表する労働者委員が条約賛成であることを指摘し、その労働者委員の見解に、女性の意見を聴取していない政府委員は従うべきだ、との論理を述べている。私の推測では、Vermeulenはこの論理を述べるために、VermeulenはLeibo-Larssonと事前に打ち合わせ、彼女の発言を設定したのである。そもそもLeibo-Larsson発言が「各国政府の回答によると、女性団体への事前の意見聴取はほとんどなかった」ことを強調していることに、留意したい。

第5に、しかしながら、「労働組合は、労働組合員である女性をつうじて…女性労働者の意見を確かに聴取してきた」と述べつつも、実はVermeulenは、労働組合が十分に「聴取」してきたとは思っていない。それを示すのは「労働者委員（複数）は自らの自由な団体交渉上の地位を守ることに油断がない(jealous)」の発言である。前年1950年の審議では、労働者代表ないし労働組合は、自らが団体交渉と労働協約の当事者であるとの「地位」を重視し、そのため、実のところは

団体交渉と労働協約で女性差別賃金を決定していたことを軽視したといつてよい。それゆえ、Vermeulenは「守ることに油断がない(jealous)」との皮肉ともとれる表現を使ったと思われる⁷⁾。さらに「残念に思うことは、女性団体がかつて、その国の労働組合と意見交換してこなかったことである」発言も、「女性団体」と「労働組合」を入れ替えても成立することに留意したい。

(4) 投票と修正案の提出要請

Vermeulenの提案で、各委員が投票態度を決めるための30分の審議中断があり、その後、投票がおこなわれた。結果は下記である。

条約のみ採択すべき案

賛成11票 反対46票 棄権40 否決

条約と勧告の両者を採択すべき案

賛成59票 反対39票 棄権4 可決

勧告のみ採択すべき案は投票されていない。

条約+勧告の採択案に賛成した59票の内訳は、おそらく全員の労働者委員と多数の政府委員と思われる。30分の審議中断中に、直前のVermeulen発言に影響されて多数の政府委員が条約+勧告の採択案への賛成に転じることを決めたのではなく、その前にすでにVermeulenなどの労働者委員の働きかけが政府委員にあり、すでに多数の政府委員が賛成を決めていたと考えるのが無理がない。そして、その状況下で、政府委員Leibo-Larsson発言も決められたと考えるべきである。さらにまた、その状況下で、Vermeulen発言が全体討論の最終総括にあたる発言順となるのを委員長が認めたのであろう。また興味深くも、この状況を、Leibo-Larsson発言の1-2時間前に発言したMillerは、その発言時に認識していなかったと思われる。

7) Vermeulenは自身で英語で発言したので、彼がjealousの言葉を選択した。英語での発言であることは、委員会に同時通訳がついたのは次の第5回会合からであることと、総会議事でVermeulenは通訳なしで英語で発言したことから、知ることができる。

委員長は、当日夕または翌日朝までに修正案の提出を求め、第4会合(13日)は終わった。

3 第3条第1項第2項

(1) 米国政府による報告書修正案第3条

6月の同一報酬委員会の開催前から、米国政府には報告書修正案第3条があった。それは、つぎのとおりであった。

報告書修正案第3条「必要で適当な場合には、職務分析(job analysis)であろうと他の手続き(other procedures)であろうと、客観的な職務評価(objective appraisal of jobs)を促進する措置をとるものとする、ここでの職務は、遂行する労働、その遂行に必要な諸能力、の基準となる、その職務評価は、労働者の性別に関係のない職務分類(job classification)を提供するためであるが、そのような手続き(such procedures)は、報酬率の決定に責任ある公的機関が決定できるか、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者が決定できる。」

報告書修正案第3条の特徴を、私はつぎのように指摘している(遠藤[2017]48-49)。

米国政府は、「条約案Ⅰ」第3条における「あるいは、報酬率の決定に責任ある公的機関が決定できる他の基準によるか、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者が決定できる他の基準による」の語句に反対であった。当時の欧米諸国では労働協約で女性差別賃金を決定していたので、「この語句があると」労働協約による決定は同一価値労働同一報酬原則に適合することになり、結果として「性別を基準とした差別がなお可能である」からであった。

そのため、報告書修正案のポイントは、労働協約で決定できるのは「基準」ではなく、

「客観的な職務評価」の「手続き」とすることであった。いいかえると、労働協約が賃金を決定していても、労働協約が「客観的な職務評価」の「手続き」を決定していなければ、それは「同一価値労働同一報酬」の賃金とはいえないというのが、報告書修正案ということになる。

この報告書修正案を、米国政府ないしMillerは重視していたといつてよい。ILO未公刊文書の1ファイル⁸⁾にある諸文書によれば、つぎの出来事があったからである。米国政府の報告書修正案を含む回答は、1951年1月8日付けの航空便で米国労働省(ワシントンD.C.)からILO本部(ジュネーブ)に公式に送付された。しかし早期に未着に気づいたようで、1月17日に再送された。またMiller(ワシントンD.C.)も、1月19日付けの私信としてILO事務局女性年少労働者課の課長Mildred Fairchild⁹⁾(ジュネーブ)に送付した。公式送付の2通は1月24日までに、私信の1通は2月1日までに、それぞれFairchildに届いたことが、Fairchildの返信写しからわかる。

米国政府が重視した理由は、報告書修正案を「条約案Ⅱ」に反映させたかったからだと思われる。しかし、報告書修正案はまったく受け入れられず、「条約案Ⅰ」をわずかに語句修正しただけの、ほぼ同一の事務局案「条約案Ⅱ」が作成された。

(2) 米国政府による修正案D7

第4会合での委員長の要求に応じて、米国政府が提出した修正案D7は、「条約案Ⅱ」第3条に対する修正案であつて、つぎのとおりであった。

修正案D7「この法的文書の目的を促進できる場合には、遂行する労働と、その遂行に必要な諸能力の基準となる職務につき、その客観的な職務評価を促進する措置をとるもの

8) ファイル名は、International Labor Conference, sess. 34 (1951) : 7th item on the agenda- Preparation of the report on equal remuneration for men and women workers for work of equal value (2nd discussion) - Replies from governments (A - V) である。ファイル記号は、ISN: 254885, Series: ILC, Number 34-417- A - V である。

9) 女性年少労働者課は100号条約案を事務局として担当していた。Mildred Fairchildは、Millerと旧知の間柄であり、Millerの娘であるElizabethを1947年からおそらく1951年までも自分の課に雇い入れていた(遠藤[2019a])。

とする。」

修正案 D7は、上記の規定文案のみであって、説明文はない。報告書修正案第3条と比較して、その特徴を指摘する。

第1に、報告書修正案第3条の前半と後半の規定を削除し、規定文全体を短縮したのが、修正案 D7であった。説明文がないので、短縮の理由は容易に推測できない。しかし、短い規定文ほど争点が減少すると考えるならば、また、次節で述べる経緯を考慮するならば、短縮は、Miller の及び腰が影響した結果と考えてよいであろう。

第2に、しかし修正案 D7には、「その遂行に必要な諸能力の基準となる職務」がなお残存していた。もともと「条約案 I」が「基準」を列挙して「諸能力」もその1つであったが、こうした列挙を米国政府ないし Miller は批判して、列挙を大幅に削除したのが報告書修正案第3条であった。しかし報告書修正案第3条でも、「諸能力」のみはなお残存していた。修正案 D7はこの残存を受け継いだのである。これもまた、次節で述べる経緯を考慮するならば、Miller の及び腰が影響した結果と考えてよいであろう。

(3) 労働者委員（複数）と米国政府委員による共同修正案 D16

委員会における第3条の審議は、第7会合（19日）で開始され、同日中に決着した。その議事録の重要箇所を全文翻訳し、考察する。

第3条審議開始とともに、委員長が、米国政府の修正案 D7は撤回されたが、それは修正案 D16に賛成だから、と発言して、D16の規定文案を紹介した。委員長は、D16は労働者委員（複数）と米国政府委員すなわち Miller による共同修正案であり、イスラエル労働者委員 Nathan Bar-Yaakov にセカンド支持されている、と発言した。Nathan Bar-Yaakov は General Federation of Labour の所属とのみ代表者名簿には記されている。

共同修正案 D16「この法的文書 (instrument) の目的を促進できる場合には、

遂行する労働の基準となる職務につき、その客観的な職務評価を促進する措置をとるものとする。この客観的な職務評価の基準 (basis) は、報酬率の決定に責任ある公的機関、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者、のいずれかが決定することができる。」

つづいて、Miller と Bar-Yaakov の発言が記載された。つぎのとおりである。

Miller 発言「この修正案は2つの主要点からなる。(a) 最初の言葉が明確にするのは、原則の適用を助長する措置の考案を意図することである。(b) 修正案は、一定の問題 (questions) とくに労働を遂行する諸条件に関連する問題、への言及を削除する。経験の示してきたところでは、労働の諸条件への言及は、一定の要因 (factors) が関与することを許し、国際規則を巧みに欺くことを許す。」

Bar-Yaakov 発言「労働者委員（複数）は、Miller が修正案賛成で述べた理由を支持する。また労働者委員（複数）は、職務分析 (job analysis) から生ずる諸困難を認識している。しかし、この制度が最善であると考え。なぜならば、職務分析で考慮に入れるべき要因をどのように列挙しても、現時点では、不完全であるという危険を、または、既知の条件と一致しないという危険を冒す。労働者委員（複数）は「条約案 II」にある『または、他の基準による (or on such other basis)』の言葉の使用にも反対する、その理由は、これらの言葉は、実際、明示的でないにしても、労働者の性による差別を許すからである。」

議事録に多くの示唆がある、と私は考える。

第1に、共同修正案 D16は、修正案 D7よりも、報告書修正案第3条に近かった。共同修正案 D16は、修正案 D7を、その元であった報告書修正案第3条に戻す側面を持っていた。

第2に、そればかりでなく、報告書修正案第3条に元々あって、修正案 D7にも残され

ていた規定「その遂行に必要な諸能力の基準となる職務」を削除し、共同修正案D16では規定「遂行する労働の基準となる職務」のみとした。

この理由は Miller と Bar-Yaakov の発言に述べられている。両者の発言とも、不適切な用語があってわかりにくいものの、強調点は共通である。両者が強調するのは、同一価値労働同一報酬原則の多様な基準や考慮すべき諸要因を列挙すればするほど、原則の定義はゆるやかとなり、それは女性の差別賃金を許すことになる。だから、列挙しないことを徹底し「その遂行に必要な諸能力」を削除して、「遂行する労働」のみとすべきなのである。

使用者代表は、前年1950年の審議時に、基準の多様化や考慮すべき諸要因を列挙する規定の採用を多様な形で繰り返して主張した。それを相当に実現したのが、「委員会要項案」第2項(2)であった(遠藤[2017] 45-46)。この内容にそって「条約案Ⅰ」が、ついで「条約案Ⅱ」の第3条が作成された。

米国政府は「条約案Ⅰ」に反対して、列挙される複数の基準や考慮すべき諸要因の大半を削除して報告書修正案第3条を作成し、これをILO事務局に送付した。しかし、そこにもなお「その遂行に必要な諸能力」は残っていた。共同修正案D16は、この規定も含めて、原則のゆるやかな定義となる原因を完全に除去したのである。原則をゆるやかに定義するか否かが、第3条の、というより原則の条約化の、最大の争点であったといっている。

第3に、「職務分析(「職務分析を実施する客観的な職務評価」が正確であろう 遠藤)から生ずる諸困難」を、労働者委員(複数)が認識していることも留意すべきである。職務評価が普及しているのは米国のみといってもよい当時は、なおさらであった。しかし、これが「最善」と考えていたのである。

第4に、修正案D7提出と共同修正案D16提出の間隔は、最大でも14日夕から15日朝までの短期間のはずである。しかもD7とD16の番号が近いので、両者とも14日夕の提出の

可能性すらある。両修正案とも Miller は提案者なので、Miller は短期間でD7からD16へと考え方を変更したのである。

第5に、及び腰の Miller が考え方を自発的に変更して修正案D16を作成し、それへの賛成を労働者委員に求めたとは考えられない。逆に、労働者委員が Miller に変更を働きかけて、それを Miller が受け入れた結果の修正案D16と考えるのが妥当であろう。

しかも短期間の変更であったから、労働者委員は Miller に働きかける前に、その準備ができていなければならない。準備とは、報告書修正案第3条の内容に修正するとの大多数の労働者委員の合意であり、それだけでなく、相当数の政府委員からの賛成の確保であって、両者合計の多数で修正を可決できる見通しが立っていることである。働きかけを受けた Miller の考えを推測すると、これは理解しやすい。Miller にすれば、報告書修正案第3条の内容へ戻す修正に異存はないだろうが、それを可決できる見通しが明確でない、修正案D7を取り下げられないであろう。というのは、見通しがないと、第3条の規定で委員会が紛糾し、最悪の場合、条約が成立しない危険すらあるからである。

したがって、つぎの経緯が推測できよう。労働者委員の事前の思い込みでは、Miller は報告書修正案第3条を修正案として14日夕に提出するはずであった。ところが実際は、Miller は大幅に短縮した修正案D7を提出した。それを知った労働者委員は慌てた。報告書修正案第3条の内容で、労働者委員間の合意だけでなく一部の政府委員の賛成もすでに得ていたからである。そこで初めて、労働者委員は Miller に賛成多数が予測できる状況を伝えて、Miller の同意を短期間で得た結果、Miller は修正案D7を撤回し、両者は共同修正案D16を提出したのである。この局面では、労働者委員が主役であって、Miller は脇役であったといえる。

第6に、第3会合で言及された9女性団体の条約草案について、内容そのものには、Vermeulen はもちろん Leibo-Larsson もおそらく、まったく関心がなかったことが明らか

となった。というのは、9女性団体の条約草案は職務評価に関する規定をすべて削除していたので、共同修正案D16を提出する労働者委員は、このことに反対のはずであったからである。にもかかわらず言及したのは、前述したように、内容への関心ではない別の意図があったからと推測できる。

(4) 小修正の共同修正案D16の提案と可決

MillerとBar-Yaakovの発言の後、3人の意見交換があったが、その内容を議事録は省略している。その後、委員長の提案により、審議を20分間中断した。共同修正案D16の共同提案者が小修正を相談することを許すため、であった。審議再開後、Bar-Yaakovが小修正の共同修正案D16を提案した。

小修正の共同修正案D16「この法的文書(instrument)の規定の実施に役立つ場合には、遂行する労働の基準となる職務につき、その客観的な職務評価を促進する措置をとるものとする。この職務評価で採用する手法(methods)は、報酬率の決定に責任ある公的機関、または、報酬率が労働協約によつて決定される場合の労使当事者、のいずれかが決定することができる。」

議事録では、提案の説明文はなく、提案文に続いて1行半のつぎの発言が記された。

Gullmar Bergenstörms 発言「使用者委員の大多数は「条約案Ⅱ」の文面のほうを良しとする。」Bergenstörmsはスウェーデン使用者委員であり使用者側副委員長であった。

議事録では、Bergenstörms 発言に続いて、投票結果が記された。

小修正の共同修正案D16

賛成51票 反対32票 棄権12 可決

この経緯に多くの示唆がある、と私は考える。

第1に、小修正は2点あって、「この法的文書(instrument)の目的を促進できる場合には」を「この法的文書(instrument)の規定の実施に役立つ場合には」と変更したこと

と、「基準(basis)」を「採用する手法(methods)」に変更したことの2点である。後者がきわめて重要である。共同修正案D16で、全体としては、複数の「基準(basis)」の列举を削除したが、不用意にも、「職務評価の基準(basis)」の言葉を新たに使用してしまった。これは誤解を招くかもしれない。そこで、これを削除して、「基準」でないことが明白な「採用する手法(methods)」の言葉に変更したのである。

第2に、共同修正案D16の審議開始から小修正の共同修正案D16の可決まで、それが「最大の変更」であったにもかかわらず、きわめて短時間の審議であったことである。20分間の審議中断を含めても、おそらく90-120分間であろう。その理由は、議論が少なかった、とくに使用者委員の反対意見が淡泊であった、からである。

その理由を推測すると、審議開始の前に、共同修正案D16が可決されるであろうこと、いいかえると、労働者委員と政府委員が多数派を形成していること、これを使用者委員が理解していたからであろう。共同修正案D16は遅くとも15日朝に事務局に提出されたはずだから、その審議開始の19日午後までには4日間あった。共同修正案D16および労働者委員と政府委員による多数派形成との状況を使用者委員が知るには、4日間は十分な時間であった。

第3に、審議を司会した委員長もまた、こうした状況を理解していたと考えてよい。委員長自身が審議のほぼすべてを仕切ったが、その結末を知っているために、淡々と仕切ったと思われる。委員長が提案した20分間の審議中断も、審議開始の前から予定されていたであろう。共同提案者は、審議開始の前に、共同修正案D16の不用意な言葉を自覚したので、その修正のやり方を委員長と相談し、委員長は修正のための審議中断をあらかじめ決意したと推測できる。

第4に、賛成51票は、労働者委員の大多数あるいは全員と多数の政府委員と推測してよいであろう。反対32票は使用者委員の大多数あるいは全員と推測してよいであろう。な

お、賛成51票、反対32票、棄権12との数字は、翌20日の第8会合でも再現されることに留意したい。

小修正の共同修正案 D16は、その実質ですでに、「条約案 III」(=100号条約) 第3条第1項第2項であった。小修正の共同修正案 D16から「条約案 III」となる過程で変更された点は、「法的文書 (instrument)」を「条約 (convention)」と書き直したことに過ぎない。この変更は、最後の第11会合 (23日) における委員会報告書の審議でなされたと思われるが、重要でないとの認識のためか、議事録に記述はない。

参考文献

遠藤公嗣 [2021a] 「賃金と平等」 新村聡・田上孝一編著『平等の哲学入門』社会評論社、329-342頁。

遠藤公嗣 [2021b] 「正規・非正規の「同一労働同一賃金」と職務評価について」『労働法律旬報』(1988) 6-15頁。

遠藤公嗣 [2020a] 「「同一価値労働同一賃金」原則の定義とそれに特有な職務評価の手法：それらを「アメリカ製」となぜ呼べるのか、そして、それらは欧州諸国でなぜ普及しているのか？」『(明治大学) 経営論集』67 (1・2・3合併)、1-19頁。

遠藤公嗣 [2020b] 「ILO100号条約案にたいする日本政府の公式意見書 (1951年)：「同一価値労働同一賃金」理解の再考」和田肇・緒方桂子編著『労働法・社会保障法の持続可能性』旬報社、247-258頁。

遠藤公嗣 [2019a] 「男女同一賃金と米国労働省女性局 (1942-1951年)」『(明治大学) 経営論集』66 (1)、147-162頁。

遠藤公嗣 [2019b] 「ILO100号「同一価値労働同一報酬」条約における職務基準の概念」『(明治大学) 経営論集』66 (2)、85-92頁。

遠藤公嗣 [2017] 「ILO100号条約の審議過程と賃金形態」『季刊労働法』(256)、41-56頁。

遠藤公嗣 [1989] 『日本占領と労資関係政策の成立』東京大学出版会。

高島道枝 [1994] 「女子労働・女子賃金と経済理論：イギリスにおける同一労働同一賃金論史 (4)」『(中央大学) 経済学論纂』35 (3)、1-40頁。

筒井晴彦 [2016] 「賃金格差は正と均等待遇を実現す

る：ILO条約等によって」『前衛』(935、6月号) 68-78頁。

浜田富士郎 [1988] 「労基法第四条による男女賃金差別の阻止可能性の展望」前田達男・萬井隆令・西谷敏編『労働法学の理論と課題：片岡昇先生還暦記念』有斐閣、382-357頁。

ILO (日本労働協会訳) [1961] 『職務評価と賃金管理』日本労働協会。

Määttä, Paula [2008] The ILO Principle of Equal Pay and Its Implementation, Tampere University Press.

Webb, Beatrice P. [1919] The Wages of Men and Women: Should They be Equal?, Fabian Society, G. Allen & Unwin.

* 本論文はJSPS科研費 (研究課題/領域番号 18K01812) の助成を受けた研究成果の一部である。